

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB事業所における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月30日から同年4月1日まで
株式会社Aに勤務した昭和51年4月から53年8月までの期間のうち、52年3月について厚生年金保険被保険者期間とされていないが、同社B事業所から同社本社に転勤になった時期で、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの回答及び雇用保険の記録から、申立人が昭和51年4月1日から53年8月31日まで継続して勤務（昭和52年4月1日に株式会社AのB事業所から同社本社に異動）していることが推認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB事業所における昭和52年2月の社会保険事務所（当時）の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和52年3月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申

立人に係る 52 年 3 月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月1日から同年9月1日まで

私は、昭和39年4月から42年3月までA株式会社に勤務し、41年7月頃に同社C事業所から同社本社に転勤したが、年金記録では、転勤した後の申立期間は厚生年金保険に未加入となっている。

本社に転勤後も継続して勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和41年7月1日にA株式会社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における事業所別被保険者名簿の昭和41年9月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、B株式会社は当時の資料が残っていないため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人の船舶所有者A（現在は、株式会社B）における船員保険被保険者資格取得日は昭和35年7月26日、資格喪失日は36年8月22日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和35年7月及び同年8月は1万2,000円、同年9月から36年7月までは1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月6日から同年8月24日まで
② 昭和35年7月26日から36年8月22日まで

申立期間①について、船舶所有者Cの「船舶D」に甲板員として乗り組んだ。船員手帳に雇入及び雇止の記録があるので、船員保険に加入していないのは納得できない。

また、申立期間②について、船舶所有者Aの「船舶E」に甲板員として乗り組んだ。乗船を証明する船員手帳は紛失してしまったが、当該船舶に乗り組んだのは間違いないので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、船舶所有者Aの船舶Eに係る船員保険被保険者名簿（以下「船舶E名簿」という。）において、申立期間②に被保険者の記録があり住所等が判明している同僚13名に照会したところ、7名から回答が得られた。この回答において、全員が申立人と同じ頃に当該船舶に乗り組んだと証言している上、申立人が一緒に乗り組んだとして名前を挙げた当該船舶の船長ほか2名は、船舶E名簿において申立期間②を含む期間に被保険者記録が確認できることから、申立人が申立期間②において当該船舶に乗り組んで勤務していたことが推認できる。

また、船舶Eの乗組員について、申立人は全部で23名ぐらいとしているところ、船舶E名簿によれば、申立期間当時の被保険者数は22名又は23名であることから、当該船舶の乗組員はほぼ全員が船員保険に加入していたことがうかがえる。

さらに、船舶E名簿において、申立人と姓は相違するものの名前と生年月日が一致し、基礎年金番号に統合されていない船員保険被保険者記録（資格取得日は昭和35年7月26日、資格喪失日は36年8月22日）が確認できる。

加えて、上記回答があった7名全員が、上記未統合記録の被保険者について、乗船していた記憶は無いと証言していることから、当該未統合記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、船舶所有者Aは、申立人が昭和35年7月26日に船員保険の被保険者資格を取得し、36年8月22日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、今回統合する申立人の船舶E名簿の記録から、昭和35年7月及び同年8月は1万2,000円、同年9月から36年7月までは1万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、申立人が所持する船員手帳の記載により、申立人が船舶所有者Cの所有する船舶Dに乗り組んだことは認められる。

しかし、船舶Dの乗組員について、申立人は、全部で23名ぐらい、船舶所有者は20名から23名ぐらい、同僚は18名から20名ぐらいだったと述べているところ、船舶所有者Cの船舶Dに係る船員保険被保険者名簿によれば、申立期間①の被保険者数は10名であることから、全乗組員の半数近くが船員保険に加入していないことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、被保険者証記号番号1番から資格取得日が昭和33年4月2日の先頭番号11番までの間に欠番も無い。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳において、最初の被保険者資格の取得日は昭和32年8月26日であることが確認できるが、申立期間①に被保険者となった記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、夫が会社を辞めた昭和 52 年 4 月頃に、夫と一緒に国民年金に加入し、お金ができた 58 年頃に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 58 年頃に A 市 B 支所で一度にまとめて納付したと主張しているが、当該時点では申立期間の保険料をまとめて納付することができない上、現年度分以外の保険料は市役所で納付することができない等、申立人の主張には制度に照らして不合理な点がみられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 63 年 3 月まで

私が会社を辞めた昭和 52 年 4 月頃に、私の妻が、国民年金の加入手続を行い、お金ができた 58 年頃に夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を昭和 58 年頃に A 市 B 支所で一度にまとめて納付したと主張しているが、当該時点では申立期間の保険料をまとめて納付することができない上、現年度分以外の保険料は市役所で納付することができない等、申立人の主張には制度に照らして不合理な点がみられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料は、A 区役所 B 支所に相談に行き、分割でもよいと言われ、昭和 61 年に未納にしていた 8 か月分を 3～4 回に分けて区役所の窓口で納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人は、昭和 53 年 10 月 17 日に国民年金に任意加入し、60 年 8 月 7 日に被保険者資格を喪失しているが、その後 61 年 4 月 1 日に国民年金第 1 号被保険者資格を取得するまでの間は、国民年金に加入した記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金第 1 号被保険者資格を取得しているが、その加入手続がなされたのは、C 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）の記載から同年 12 月 2 日であると考えられ、納付年月日は不明ながら同年 4 月から同年 11 月までの 8 か月分の保険料は納付済みとなっていることからすると、当該保険料は加入手続をした同年 12 月以降の時点で遡って納付したものと考えられ、申立人が主張する 8 か月分を遡って納付したとする記憶はこの納付のこととも考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から平成元年 3 月まで

申立期間当時は大学生であり、A 市に住んでいた。私の国民年金の加入手続は、昭和 62 年 10 月頃、B 県 C 市に住んでいた実家の父親が同市役所で行い、国民年金保険料の納付も行った。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、新規資格取得処理が平成 5 年 8 月 25 日に行われていることが確認できることから、この頃、申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認される。

また、申立人は、申立期間当時は大学生であったと述べており、当該期間は任意加入の対象となることから、申立期間は遡及して国民年金の加入期間とすることはできないため、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 3 年 2 月 26 日に遡及して国民年金被保険者資格を取得したものと考えられ、A 市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は未加入とされている。

さらに、申立人の父親は、C 市役所で申立人の国民年金の加入手続を行った際、年金手帳の交付を受けた記憶は無いと述べている上、同市からは、申立人に該当するデータは無いとの回答を得ていることから、申立人が、申立期間に国民年金被保険者資格を取得していた状況がうかがえない。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 51 年 12 月まで

A 県 B 市に住んでいた時に国民年金保険料の納付書が送られてきたが、高額だったので同市役所出張所に駆け込んだ。分割でもよいと言われ、3 回ほどに分けて郵便局で納付した。その後は納付書が届いたらすぐに郵便局などで納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 2 月 20 日に C 町（現在は、D 市）で払い出されていることが確認できることから、同年 2 月頃に国民年金の加入手続が行われ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の 50 年 7 月 20 日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。

このため、加入手続が行われたと考えられる昭和 54 年 2 月の時点では、申立期間は時効により過年度納付ができないため、保険料を納付するとすれば、当時実施されていた特例納付（附則第 4 条）によることになるが、i) 申立人は 6 万円から 7 万円ぐらいの保険料を 3 回に分けて納付した旨述べているが、加入手続が行われたと考えられる時点で過年度納付が可能であった 52 年 1 月に遡って約 2 年間分の保険料が納付されており、この期間の保険料は 6 万 3,360 円であることから、申立人はこの納付済期間についての記憶を述べている可能性があること、ii) 仮に申立期間を特例納付したとすれば、その保険料は 7 万 2,000 円であることから、前述 i) の納付済期間の保険料と合わせると 13 万 5,360 円であり、申立人が述べている金額とは大きく相違すること、iii) 特例納付が行われた場合、国民年

金被保険者台帳（マイクロフィルム）が残されていることになるが、申立人に係る同台帳は見当たらない上、ほかに特例納付を裏付ける資料も無いことから、申立人が特例納付をしたとは考え難い。

また、申立人が申立期間後に居住していたとする A 県 B 市の年度別納付状況リスト（昭和 59 年 5 月 10 日現在）によれば、申立期間は未納と記録されている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月 1 日から同年 6 月 29 日まで
② 昭和 62 年 9 月 21 日から 63 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 4 月から A 事業所に勤務し、昭和 62 年度は同事業所から B 事業所に 3 回派遣されたが、年金記録を確認したところ、B 事業所に派遣されていた期間を含む申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていなかった。

申立期間後にも他の事業所に派遣された期間があるが、その期間は A 事業所で継続して厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立期間①及び②についても、同事業所において厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年度に A 事業所から B 事業所に 3 回派遣されたとしているところ、A 事業所から提出された申立人の人事記録によれば、申立期間①並びに申立期間②のうち昭和 62 年 9 月 21 日から同年 10 月 17 日までの期間及び 63 年 2 月 7 日から同年 3 月 5 日までの期間において、申立人が B 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①について、申立人の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、当該期間は健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できることから、申立人は、一旦、昭和 62 年 6 月 1 日付けで健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと考えられる。

また、申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人は昭和 62 年 9 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、上

記人事記録においても同日付けでA事業所を辞職している上、同事業所から提出された申立人の基準給与簿によれば、同年9月分の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人の元妻のC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和62年11月10日から63年4月1日までの期間、元妻の被扶養者となっていることが確認できることから、申立期間②当時、申立人はA事業所で健康保険及び厚生年金保険の被保険者とはされていなかったことがうかがわれる。

加えて、前述の人事記録の備考欄には、申立人が昭和62年10月1日から63年3月31日までの期間はA事業所のD部署にて研修、同年4月1日から同年5月31日までの期間はE機関のFの身分であったと記載されているところ、同事業所総務課人事係によれば、E機関のFの身分の者は無給であるとしている。

その上、A事業所のG部署に勤務する事務担当職員は、申立期間当時、G部署には、H、I及びFの身分の者がおり、Fの身分であれば給与は支払われず、厚生年金保険にも加入しなかったと思うとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から 35 年 10 月 5 日まで
厚生年金保険の期間照会をしたところ、株式会社Aに勤務していた昭和 33 年 9 月 1 日から 35 年 10 月 5 日までの期間のうち、申立期間について未加入となっていた。

申立期間についても当該事業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、株式会社Aの専務であったとする者は、「当該事業所は昭和 45 年頃廃業し、事業主も既に亡くなっている上、当時の関係資料は無い。申立人は、新聞の求人広告に応募してきて採用した。申立人の勤務期間は正確に覚えていないが、見習期間を含め6か月から1年ぐらしか勤務していなかった。」旨述べており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の事業所別被保険者名簿において、申立期間中に被保険者記録が確認できる 10 名のうち、住所が判明した同僚 5 名に照会したところ、回答があった 3 名は、申立人を覚えていない又は知らないと述べていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について、証言が得られない。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人は昭和 33 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34 年 3 月 1 日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する上、不自然な記録訂正も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。